

残り対応期間2ヶ月！パワハラ防止法に未対応の方は参加必須

ハラスメント 実務対応セミナー



どこまでがハラスメントにあたるか
基準が分からず、「パワハラ」と
言われるのが怖くて従業員に何も
注意指導ができなくなってしまった

従業員からハラスメントについて
相談されたときの
正しい対応方法が分からない



代表/社会保険労務士
松林 大樹

よくあるハラスメントの相談事例のご紹介

- ☐ 他の従業員の前で大きな声で叱責したら「心が病んでしまった」と言われた
- ☐ A従業員の帰宅時間に、B従業員がいつも待ち伏せしているため怖いと相談された
- ☐ 協調性や能力の低い従業員が妊娠したので、「これを機に辞めてもらいたい」と経営者が告げたところマタハラだと言り返された
- ☐ 後輩指導をしている従業員が厳しすぎて新人が定着しない
- ☐ ある従業員から、従業員同士で「挨拶をしても無視されている」と相談された

上記の問題に対する適切な対応方法が分からない方は、
セミナーにお申込みください

セミナーで
お伝えできること

- ①従業員からのハラスメント関係の相談や訴えに対する対応方法
- ②ハラスメントにならない従業員の指導方法
- ③ハラスメントを予防するための会社の対応

セミナーは右記FAXより
お申込みください！

076-298-2257

弊社ホームページから
QRコードからも
参加申込受付中！

日時	令和4年2月16日（水） 15:00-16:30（受付開始14:30～）		
開催方法	オンライン（Zoomを使用いたします）		
料金	3,000円（税込）／弊所の顧問先企業は無料		
企業名		TEL	— —
住所	〒 —		
mail		参加者	役職（ ）

